## 平 岡 定

海

### 、はしがき

ず具体的に究明される点に欠けることのあることを知ったからである。 近江国依智床の問題について提起せんとする目的は、 この庄園の性格について余りにも多くの諸先学が論をたたかわされているにもかかわら

場合においてもかかる見解において論を進めらている先学の多いことを知っている。即ちそこにおいては田堵の存在を重視し、 に対する年貢の渋滞を以って対抗するところに田堵の農奴的性格より解放されるのであるというような所論である。 荘園研究における立場はややもすれば荘園領主と在地構造の中の対立的世界においてとらえようとするきらいが多い。もちろんこの依智圧の 田堵の荘園領主

しかしこのような論点に立つかぎり荘園の構造分析にあたっては、かえって研究の偏見のきらいを逃れることができないであろう。

を基本概念とされていることには変りないとも考えられる。 従来の立場より脱して土地所有の支配構造を以って荘園制の本質と述べられ封建制は人間支配にもとづくものであるとして、 めて荘園制の成立の裏付けとせんとする既成概念に執着せんとするきらいを持っている。近時竹内理三氏の「荘園制と封建制」の所論において 、の移行は、 従来の荘園研究に於ける問題は、 かかる本質の相異が時代と共に置きかえられてゆくと見られたためであろう。しかしこの所論も根源的には律令制の崩壊及至変質 律令制と荘園制という二つの法的性格に分析することである。これもまた先の例の如く、律令制の崩壊を求 荘園制より封

間支配を含まないとする竹内説、 これらの事について、 村井康彦氏が荘園制研究史の回顧と課題の 人間支配が中核で土地支配は本来付帯的であったとする石母田説」に対し、 の中で竹内・石母田氏の所説について「荘園制の本質は土地支配にあって人 人間・土地の一元的に特質がある

荘園の存在を指摘されたのであって、 しい結果といわざるを得ない。 分析を試みられた点において、 配体制の完成形」と指摘されている。これは従来の律令制対荘園制という対立概念よりぬけ出して土地と人間との先行形態において荘園構造の 注目すべき所論が多く、ことにその完成形への媒介としての寄作人の存在を指摘されたことは荘園研究への嬉ば かかる方向は共に荘園の本質を衝くのであると述べられて、「人間と土地との一元的支配の実現が荘園支

渡辺澄夫氏四の見解にもとづく雑役免系荘園の分類である。 も買得庄田の集積において考える場合、至当な見解であるかもしれない。 が存在しないかどうかについては疑義を持たざるを得ないのである。そしてかかる疑義より出発されたのが渡辺氏のいう雑役免系荘園であろう 大寺領荘園の示す墾田地系にもとづく開墾的性格を重視して、その初期庄園の特質を指摘されているが、果して初期荘園の全般に及ぼして疑問 しかし、この方法においては、従来の荘園を類型的に分析しようとする立場については、いわゆる墾田地系荘園と寄進地系荘園の問題、 これを畿内系荘園のみに理解することにも狭さを感じないでもない。そして寄進地系の庄園の発展を以って初期庄園よりの脱離とする立場 との見解はあたかも定説化しているきらいさえあり、 初期荘園はすべて越前国の東

関聠性について考察を加えてゆくこととする。 ことを強調したい。そのために、ここで依智庄の構造的解明に中心を置いて論を進め依智秦公氏の郡司一族としての在地的性格と、荘園構造の しかし、さらに庄田の性格をさらに分析し、地子米との関連性をつきとめる必要も荘園の発展形態を研究するに対する重要なポイントである

村井康彦著 古代国家解体過程の研究 三五頁―二一八頁

(1)

(2) 渡辺澄夫著 幾内庄園の基礎構造

### 、依智庄の成立

してゆく過程における荘園形態に興味ある多くの問題を含んでいるものとしていままでから注目されている。 近江国近智庄についてその在地構造については種々の論がたたかわされ、それが初期荘園から、 不輪不入権を得た、 いわゆる後期荘園が展開

近江国愛智庄は現在の滋賀県愛知郡湖東町清水、小田刈、菩提寺の附近を主とする地域で、北は小八木、蚊野等に接して、愛知川の右岸に面

した地域に展開した庄園である。

に発する流れは、御河辺神社より右岸の小田刈、南清水等の右岸地域が、八旦市町側の川合、北町等の左岸地域より侵蝕がはげしい。 この地域は現在でも滋賀県の穀倉地域であり、八日市町、愛知川町一帯の豊沃な土地を占めている。ことにこの愛知川の水量は豊で永源寺谷

る。 またこの地域には南北菩提寺をはじめ、 また湖東町、愛智川町のうち伝智庄に関する条里の遺構として存しているのは 東円堂、 僧房等の寺院関係の地名も存し、 受智川の左岸の中小路町には 興福寺と称する寺院すらあ

北清水 外ノ坪

大清水 上八ノ坪 下八坪

苅間 一ノ坪 七ノ坪 十三坪 六ノ坪 十二坪 士·

平居 九ノ坪

もちろんこの地域は条里制の遺構のも比較的明確な地域である。愛智川町の苅間、大清水の八坪等はその基本となるものである。現在この地

域の東円堂を中心とする豊満地域は以前は豊国村と称し、大国庄の中心地であるとも伝えられている。 (附図参照)

愛智郡志の条里図については各坪の指定の方途については大略誤りの少ないものであると考えられるが、愛智川沿岸の十一条、十二条の条里

そして愛智郡には奈良時代頃より郷として大国郷 平田郷 については河川の移動にともなう異動は考慮すべきであろう。

智川の右岸の八木郷と、養父郷にはさまれた大国郷の地域を中心として庄園を形成し、十一条七里・八里・九里の現在の湖東町小池、 東円堂等の大字名の地域に集中して庄田が存在していた。 長野郷 八木郷 蚊野鄉 養父郷等の郷名が存在していた。いまこの依智庄は愛 南北菩提

三年 この郡内には奈良時代より南都の寺領が散在していたのであって、それらの寺領の資財帳等で明に見えているものについてかかげると、 (七一〇)の弘福寺の田畠流記帳では、寺田のうち水田六百五十町四反百二十一歩、陸田四十九町七反三歩を数えているが、そのなかで、 和銅

依智郡田壱拾壱町

伊香郡田壱拾町二反二百二十八歩 ②近江国

とかかげて弘福寺は十一町を所有している。

また天平十九年の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳にも、寺領の中に近江国栗太郡物部郷の地が見えている。

さらにまた天平十八年の大安寺伽藍縁起資財帳では水田二百十六町九反六十八歩のうち、欽明天皇十一年に近江国百五十六町五反百二十八歩

がこの寺に施入されている。の

また同寺の墾田地の九百九十四町のうち近江国では、

近江国弐百町

野州郡百町 自郡北川原幷葦原

四至 南 里 北 山之限 東 百姓熟田 西 川

愛智郡百町 長蘇原

四至 南 氷室度 北 胡桃按度

南 文堂度 一 计 古林书度

と大安寺も愛智郡内に墾田を所有していた。

次に元興寺の場合では、この寺の流記資財帳の記載の形式を見てみると、さきの大安寺・法隆寺のように整った記述の形式を具えていないが

東大寺の場合は天暦四年の東大寺封戸荘園并寺用帳では近江国百五十烟の封戸を有して、その封戸のうち近江国百五十戸分のうち百戸料が大

やはり寺領の水田四百五十三町七反三百四十三歩のうち近江国も大和等の七ケ寺の内に含まれている。®

国藪郷を充当している。の(別表一) これが東大寺要録の長徳四年の諸国諸庄田地の目録では、近江国は

愛智郡大国庄七町一反二百二十歩

犬上郡覇流庄田百十三丁七反四十六歩

神崎郡因芳庄田百二十一町二十六歩

坂田郡庄田七十六町二反

## 同郡私市庄田四丁九反百六步

とここでも愛智郡大国庄の存在が明らかである。

天平勝宝年間に存在した平流庄 このように近江国には奈良時代前後より南都の諸寺院の荘園が多く存在し、ことにこの愛智郡の地には、東大寺との関係が深かった。 (覇流庄) には犬上郡と愛智郡の一部が包含され、また天平宝字六年に造東大寺司の支配のもとに石山の地に

良弁僧正によって石山寺が創建されたときには、 愛智郡の郡司の依智秦公氏は天平宝字四年、 五年の封祖来を造東大寺同に納入している。

また弘福寺では天平三年より宝字二年までの大修多羅供の料田をとの国に得ている。 (9)

とのようなことから、近江国には天武天皇の飛鳥清御原の京に移動されるにともなって、それまでの近江国の地を充当して施入されたような

寺領が、そのまま継承されるような場合も存在したために、弘福寺や大安寺、元興寺等の旧寺領が近江国中に残存したのであろう。

の買得による庄田の集積という方法をとって諸寺の荘園が成立しているが、 が発生する結果ともなっていったが、 もちろんそれらは、東大寺の寺領の場合にも見られるように封戸百五十戸分が一定の地域に郡衙との交渉のもとに占定されると、そこに庄園 近江国の場合はその庄園の形態が、 初期庄園の様相と、 かかる問題を依智庄について検討せんとするものである。 後期荘園の形態の両者の場合を具備している墾田

(2) (1) 愛智郡志 第二章 愛智郡の井田

弘福寺田畠流記帳 寧楽遺文上、宗教篇上

(3)

法隆寺伽藍縁起并流記資財帳

大安寺伽藍縁起幷流記資財帳

元興寺伽藍縁起 醍醐寺蔵

平安遺文一の二五七号

(9) (8) (7) (6) (5) (4) 東大寺要録六、封戸水田章第八

大日本古文書五、天平宝字五年七月九日条

平安遺文一、十二号

## 一、元興寺と三論衆

めた。道慈は唐で三論のみならず真言をも学び大安寺に住したのち天平十六年までとの寺で三論を講じ弘通した。 宗を福亮に伝え、福亮また智蔵に伝承し、智蔵は入唐して三論宗を学び、第二伝として我国に伝えた。智蔵の弟子道慈律師これをうけて、 祥大師吉蔵によって開かれてより、高麗の慧灌が三論を日本に初伝したが、具体的に研究の段階にまでは発展しなかった。この慧灌により三論 は大宝元年入唐し、養老二年に帰朝した。そののち飛鳥の大官大寺を養老元年に奈良遷都とともに移して、大安寺と写し、ここに道慈を住せし 依智庄は、元興寺三論衆の料田を充当している庄園である。 とのことについて、三論宗と元興寺との関係については、三論宗が最初中国で嘉

に三論を学んだ実敏は西大寺の三論宗を起こした。 三論宗にはこの道慈ののち、その弟子の善議、安澄、 勤操と継承しこの教学の流れを大安寺系の三論宗と称した。その中、善議の弟子の安澄

元興寺では第二伝の智蔵に学んだ智光と礼光は元興寺に住して元興寺の三論宗を立てた。

三国仏法伝通縁起中に

「智蔵/上足"有:三般、匠|、乃道慈・智光・礼光ナサ 住ニャリ彼寺」こ、 智光授"法於霊叡法師」、霊叡授"之"於薬宝法師」"薬宝授"之願晓律師""此等"諸徳皆元興寺"三論宗也"、 (中略)本元興寺本学』、三論「ヲ遷」彼ノ寺ヲ於平城ノ都」、己来専ラ弘、、三論「ヲ智光・礼光俱こ 頭曉授:少法於聖宝

僧正この

る。 (3) と、その法燈を明示している。とのように元興寺三論宗は、大安寺と並んで三論宗の根本道場であったため、 る学侶の集りという意味で三論宗の宗とは窓を異にしている。 これらは奈良時代では三論衆のみならず、 成実衆、 倶舎衆というのも 見えてい の集団が存在し、天平勝宝元年には伊賀国拓殖郷の墾田を「元興寺三論衆」が買得している。@ この衆というは三論の宗義を中心として研究す 元興寺内にはこの教学を学ぶため

に移して元興寺と称した。 この三論宗の中心寺院の一つであった元興寺は、もと飛鳥に蘇我氏によって創建された法興寺が養老二年 (七一六) 九月廿三日に奈良の新京

すなわち「此寺仏法元興之場、聖教取初之地也、長和銅三年帝都遷平城之日、諸寺随移、 件寺独留、 朝廷新寺、備其不移之闕、所謂元興寺是

也」のと、元興寺は奈良の地に移ると共に弥勒菩薩を金堂に安置して伽藍を再造した。

れていたのが、 元興寺の封戸・寺領は天平勝宝元年では大安、薬師、 俱**舎衆、**成実衆等、 同年七月には二千町を充てられている。のしかしこれらの財源は、元興寺そのものの維持のために充当されるものであって、三 同寺内に居住する衆組織は別個に供料田となる墾田等を獲得して、衆の研学への便宜をはかっている。 東大、興福の諸大寺と同様に綿一千屯、 布一千端、 稲一十万束、 墾川地 一百町を施入さ

畿内の僧尼二千六百三十八人を請じて斉会を設け、匈その返礼として、十二月四日に法隆寺や大安寺に僧尼及び燈明等の費を施入している。法 隆寺では仏法聖僧分、僧衆分を合せて銭三百五十二貫八百三十二文を施入しているが、その内の僧衆の区分の中に ことに天平十八年の法隆寺の資財帳でも、養老六年十一月十九日に先帝元明天皇の追善一周忌法要に華厳経八十巻を写し、 十二月七日には京

律衆十九貫八百冊文、三論衆卅貫

唯識衆卅六貫九百六十八文、別三論衆一百廿貫四

と、かかげ、 大安寺の資材帳でも、 法隆寺と同様元正天皇の養老六年十二月七日の僧衆への費用配分のなかでも総額六千四百七十三貫八百二十

二文のうち

修多羅衆銭 一千六百六十八貫六十一文

三論衆銭 一千一百十貫八百五十一文

律衆銭 一百七十九貫四百五十五文

摂論衆銭 五百廿一貫九百卅二文

別三論衆銭 三百十八貫五百六十四文四

が含まれていることは、奈良時代の六宗は中世の寺院と宗派の関係のような一宗一派的な傾向でなく八宗兼学を原則としていたことがわかる。

特に奈良時代の衆と宗についての関係を見ると、宗については石田茂作博士も指摘されている如く、 僧智憬章疏本請啓に

寂雲

玄愷師

.性宗 大学頭 承教師 小学頭 仙舜師 維那師

三論宗 大学頭 諦證師 小学頭 洞真師 維那 徳懿師

律 宗 大学頭 安宝師 小学頭 法正師 維那 仙主師

俱舎宗 大学頭 善報師 小学頭 朗賢师 維那 騰貴師

成実宗 大学頭 光曉師 小学頭 憬忠師 維那 賢融師

右五宗学頭師等、 各承 (良弁) 審察此旨、 則差使人、於学頭師等所、

請諸章疏等本耳、 然花厳宗可写書本、 前旦進送乞、今立隋求得、則奉送耳、注状謹啓

### 僧智憬謹状

る。 宗を起さんとした智憬が五宗の指導僧たちに自分のもとめている書写本の写経をすることを許してもらうように請願しているのもとのためであ 在があって、これらは六宗共に共に共通の組織をもち、その宗の中心人物があって、宗義に関する経典及び写本等を蔵していたのでって、 と、ここに各宗ともに学頭職を分けて大・小に分類している。四そしてそのもとに大学頭を援ける小学頭、宗の経理等にあづかる維那師の存

でも小維那僧栄法が加わったことだけが相異し、 師は、天平勝宝三年十一月廿五日付の俱舎衆牒でも、それぞれ大学頭法師、 もちろんこの五宗は、 東大寺内に存在する五宗であって、良介の支配下にあったものである。 他は同名である。 小学頭僧、 維那僧騰貴とかかげ、『その前の十一月十二日の律宗牒 ここにかかげる<br />
俱舎宗の善報 ・朗賢・勝貴の三

三論宗でも

三論宗 牒写経司

奉請「中論一部 元庚師疏 部部 「六巻」 百論一部 「二巻<u>」</u> 吉蔵師疏 部

十二門論一巻 吉蔵師疏一部 「二巻」般若燈論一部 並本頌

広百論一部 並疏 順中論 二巻

有 以今月廿六日 可講件論、仍為講読複師 等披読、 附僧神範所請如前、

以牒

### 天平勝宝四年八月廿四日 維那僧等貴

小学頭僧 洞真

都維那 (14)

集団性に重点を置いて、つどって俱舎宗を学ぼうとする大衆の集りである場合は俱舎衆、三論衆と呼称したので、本質的にはともに学侶の研究 学頭であることは、 またさきに問題にした衆と宗も、 との場合は三論宗と述べている。 宗の概念が一宗一派にこだわるものでなく、 教理的、 これも東大寺内の三論宗を指しているので、殊にとの文書で都維那法正なる人物が、 習学目的の立場よりすれば、三論宗とは三論教学を中心とした一寺内の教学集団であり、 自分の教学研究の場を求めて 他宗の習学道場へ 足をはこんでいたことがわか 人間

人のサークルには、 これらの宗及び衆の目的は、 例えば俱舎宗で長阿含経二十二巻 所依の教典を講論することであり、そのほか復師等の僧助手をもって研究する教室でもあった。 (四百六十九紙) を講ずるときその布施は

集団である。

講師五十貫、読師十二貫五百文、 または講師の不在のときは復師、 復師のときは十二貫五百文と大略読師と同様である。『このような役配及び布施はどの場合も大差なく、衆中への経典講義は 唄維那二人各六貫二百五十文、定座三貫一百廿五文、沓返二人各一貫五百六十二文 さらに講師、 唄をひく維那、 その座に坐している定座より、 法会の参加の僧への威儀をつかさどる沓返

までが一堂によって教学の研究を一寺院内で続けていたのである。

便も得ていたため寺院の経済により居住権を保証されていても、 に居住していたと同時に、 しかしその資金の調達は寺自身の経済母体とは別個であった。そしてこれらの教学研究の衆組織は、 同学のものはおのおの連絡をとって公験を通じて各寺院を越えて会合して、 研究の対象となるものは別個に獲得する必要があった。 その宗の高僧より経説を聞き、 それぞれその別供田を獲得して各寺院内 聴聞する

に厳智の推挙を得て新羅学生審祥大徳を招き、それに対して、興福寺の慈訓を復師として三年間六十華厳を講じている。 東大寺における華厳宗の別供についても、 その目的は天平十六年に知識花厳別供を建て華厳経を元興寺の厳智師を請じて羂索堂で講じ、 その審祥ののち、

厳智大徳為講師、 標瓊律師 性泰大徳為沒師、 亦講、六十経了、 次智璟大徳為「講師」 澄報大徳、 春福大德為「復師」講三六十経并疏計

(中略) 諸寺六宗中説,華厳,皆後,東大寺,初所起也」

とこのように宗の講経は次々と講師、 復師等にうけつがれ、その宗に属する人々は、 東大寺では

「方今聖皇建』立伽藍1、集『其学徒』、傾『捨戸邑』、宛』其供料1、 所以学侶修習無奇..寸陰1、僧衆集住不倦..寒暑1、三面僧房諸宗並1窓、

大乗鑚仰既旧四方禅院衆彦連、枢」の

と、三面僧房等に居住して、 寺内の大徳の開講を聴聞しているのが別供衆の実態であったと考えることができる。

倶舎宗と、 またこの華厳宗のみならず、 自分の研学の専門課程を呼称することを許されたのであって、東大寺法相宗とは、東大寺に住して(本寺として)法相宗を習学せる 東大寺では三論宗、 成実宗、 倶舎宗等の学侶の宗組織も成立して、これらを終えた人々は東大寺法相宗、

僧との意味である

供衆も、 性を持ち、 南都の諸大寺のさきの別供衆等の存在もまた東大寺の場合に準ずるものであったと考えるのが至当である。 元興寺に住して智光や礼光等から三論宗を学んでいた衆であったと考えることができる。そして三論宗と法相宗はまた教学的にも親近 元興寺三論宗の法脈については、法相宗の項にも ゆえにことに論ずる元興寺三論別

「義淵上足、謂玄昉僧正・行基菩薩・宣教大徳・良敏大僧都・行達大僧都・隆尊律師・良弁僧正也」

道慈律師亦従学法、 即八人、然道慈律師、雖学諸宗三論為本、故專為彼宗祖、 並興福・元興南北両寺学者衆多競立義理、 因内二明互諍

金玉、明党相扇成両」寺異二四

元興寺系の三論別供衆というのも、 内明(三論宗)と因明の討論を加へ、三論を学習していたのである。

とに墾田を立券している。この史料が元興寺三論宗の土地買得例の最も早い例である。 の戸主敢臣安万呂の墾田を代価銭八貫で買得し、その墾田については「天平勝宝元年歳次辛卯年始常地作料」「一年直米四石」という契約のも さきにのべたごとくこれらの学衆には研学のための供料が与へられ、元興寺の三論衆では、 天平勝宝元年十一月廿一日の伊賀国阿拝 郡拓殖鄉

は統 このように学衆と墾田を中心とする土地買得を通じて、 的に在地構造と同時に知ることができるのは幸せである。 早くから経済関係が発生するのであるが、このような立場が、 いまの近江国依智庄で

在地構造を明かにすることが、より一層庄園形成の具体制を知る上に必要があるのであって、これは律令体制より荘園体制に移行する問題にお そのために、との庄園の形成の基盤ともなっている郡司制についてはさきに述べたこともあるので、さらに下部の構造である郷長制を通じて

いても是非検討を加へなければならない必要がある。

- 三国仏法伝通縁起
- 伊賀国阿拝郡柘殖郷墾田売券(大日本古文書三)
- 寧楽遺文上、元興寺伽藍縁起幷流記資財帳、131参照
- 続日本紀七、霊亀二年五月十六日条
- 類聚三代格二、貞観四年八月廿五日条
- 続日本紀十七、天平感宝元年閏五月二十日条
- 続日本紀十七、天平勝宝元年七月十三日
- (2)に同じ
- 続日本紀九、養老六年十一月七日条
- 寧楽遺文上、 法隆寺伽藍縁起資財帳
- 同右 大日本古文書十三、僧智憬章疏本奉請啓

大安寺伽藍縁起幷流記資財帳

- 同右 十二、東大寺俱舎衆牒
- 十二、俱舎宗写書布施勘定帳 十二、東大寺三論宗牒
- 東大寺要録五、諸宗事 諸宗章第六
- (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)
  - 平安遺文一の一二八号
  - 三国仏法伝通縁起 中
- (2)に同じ

## 、依智庄の成立と郷長制について

去天平勝宝五六年所買也」のとあれば、 近江国依智庄については、貞観元年十二月廿五日の依智庄検田帳のなかに、この庄の水田については「勝宝感神聖武皇帝、 依智庄に元興寺三論衆が地歩を獲得したのが天平勝宝五六年頃であった。 以先帝施納物、 以

ついては、元興寺三論宗の別当、検校、大学頭、 を加へているし、永承八年正月の元興寺三論供家牒でも、学頭、 承和四年の元興寺三論宗解に於ては大学頭真栄、乗忠の名が見え、 学頭が元興寺の経済体と別離して自主的に行っていたことが推考できる。 成源外一人、大学頭、 さきの直観元年の依智庄検田帳では学頭五人、別当一人、検校一人が証判 検校の証判があることからいって、 との依智庄の管理に

三十年間に各坪々で増加したものを記している。 いて示された図上の水田図以後にもこのような売得した墾田が記載されているが、これらの水田は「白姓沽奉券又在其数、 この庄園の性格については開墾田を中心として形成された荘園ではなく、既墾田の売得を中心としている。<br />
承和四年に弘仁十二年の検田にお 而漏未附」とて、

集めて形成されたものである 寺田十六町二反二百十歩、 めている。また貞観元年の水田の勘定では三町三百十歩で、聖武天皇の施入された供料で以て買得したものであると述べている。 これはこの庄内の依智秦公氏等より墾開された既墾田が次第に三論衆により、拡大されて行ったことを示し、ここでは四町一反百十六歩を占 同八年には「愛智庄去年見作五十余町内、 先免十六町二反」と見えていることから、この庄園は約五十町内外の庄 永承七年には

東大寺の封租米を納入しているが、この地域はかように奈良時代には郡衙を占めてこの一族が播居している。 の郡衙のうち郡司大領は従七位上依智秦公門守、 この依智庄は大国郷を中心として発展したのであるが、この大国郷には天平宝学六年頃に愛智郡司依智秦公氏の存在が見られる。 主帳外少初位下服部直綱、 少領外従八位下秦大蔵忌寸広男、 使に秦忌寸足人等が造東大寺司に

歩を安定したものと考えられる。現在との愛知川、野州川の流域に帰化人の遺跡と考えられる百済寺、 人の一族がこの地域に彼等の文化を形成して地方発展に寄与していたかが、 **愛智郡に依智秦氏の一族が帰化人として投入されたのは大化元年に朴市秦造田来津の名がその初見であることからも近江朝前後にこの地に地** うかがえるのである。 石塔寺等が現存するのもいかにこの帰化

そしてこの一族のなかでも郡司の直系と考えられる依智秦公氏は優位を保っていた。また平安時代にもこの傾向はそのまま見られるのであっ 彼等が郡内の諸郷において郷保内の主要な地位に任ぜられていたかは次の表 (別表第二)にても明である。

る在地の動きを観察してみるとき、 いま別表のごとく、 延暦十五年(七九六年)より延喜二年(九〇二年)に及ぶ、約一世紀における近江国大国郷を中心とする土地売券におけ 郡衙における組織が判明する。 との点については他の諸国の諸郷における状況よりもより明確である。

まず、律令制下において、 在地の中心となるものは郷内に居住する各戸口であるが、この戸口を統率しているのは保長及び保子である。 保長

は保子四人と共に五保の制を残している。

とれは大宝二年の美濃国加茂郡埴生里の戸籍等にも判明する如く「五保中政戸秦人弥蘇戸口」等とあるように® 美濃の帰化人等も五保を形成

している。 この五保の制は中国制を模したものであるともいわれているが、令制では、 以相検察、勿5造..非違1、如有1.遠客来過止宿1、及保內之人有5所1行詣1並語

「凡戸逃走者令」五保進訪……租調代輸」 の

「凡戸皆五家相保、

一人為、長、

却するにあたって保長となっていることは®保長が保子より選任されて任ぜられるものであることが明である。 目の大国郷戸主大荒木臣浄川の戸口の調首富麻呂が若湯坐連広津の隣接地の十条六里四坪上野田の地を二石五年領戸主の調首新麻呂の墾田を売 ず、近江国の蚊野郷、 五里卅五坪の家田外二反百二十八歩を、正税七十東で同郷戸主の調首新麻呂に売却したとき証判した保子の若湯坐連広津が、® 弘仁九年三月十 五保は一人の保長を中心として五つの戸主のひきいる戸口を単位として形成されている。 八木郷でもその残影が存するのであるが、の大国郷では、延暦十五年に保子として大国郷戸主鳴前乙麻呂が添書して十条 この保の制は平安初期にはこの大国郷のみなら

喚証人等勘問 を在地で立会わせ、 称は別表の如く天長二年以後は見られないが、そののちは保子でなく「保証」として売買の証人という性格がより明確に示される。 このような土地売買にあたっては、売券の中にも「依式立券、 所申者実、 他の郷では「保証刀袮」とか称され、 坪 々を確認した上で署名する義務を持っていた。そしてその売券は保長より郷長に提出されている。 仍勒売買両人署名申上」の等、 これらの証人が刀袮と称される母体である。 土地売買に対して保長保子はその保証人としての立場が発生している。保長・保子の 仍勒保証署名申上」のとか、 「准式欲立券文」あるひは「依式欲立券文者、 彼等は土地売買が確定すると売人と買人と そのために 追

与へられていたこともあったであろう。 郷長は郡司の被官として頭領、 田領、 税領、 徴部、 了事等をしたがえて郷内の指導的立場にあった。 各保長もまた在庁の官人としての地位を

収した関係からもその遺制がおそくまで保たれ、 係を結びつつ居住していたことがこれらの売券等の郷長、 系統の若湯坐連が郷長の地歩を占めている。 大国郷は依智秦公氏の一族でこの保長、 大国郷内の戸主等には依智秦氏、若湯坐連、 郷長に認命されているものも多く、 との地域に播居する依智秦氏はいうに及ばず、若湯坐連は石上と同祖の氏族で百済系帰化人とは親 五保制も郷長制も他の地域より改変されることがおそかったと推察される。 調首連の名が多く、それぞれ百済系の大陸帰化人の系統がこの地域に依智秦公氏と同族関 保長等の氏名を通じても明である。そのためにこの地域に於ては大陸の文化を早く吸 延暦十五年より延喜二年に至る間、 依智秦公氏とその分派せる同

と郡司の中間に位置するものである。 郷長制は決して近江国の問題だけではなく諸国に判明するところであるが、もちろん土地売券が成立するための郡司にいたる手続の 上で保長

で大きな地歩を持つ一族であったかも判明するのである。 司解は郷長の性格を最もよく知ることができる史料である。そしてそれはまた大国郷の在地の様相も知らせてくれるし、 の保管を委任し、 有実」いとして、 証判のための署名を加へて郷長が覆勘して郡判を得ている場合も見られる。 べていることが附合するかどうか検している。 4 そしてもし墾田売買の契約に疑問が生じているときは保証人(保子)等を召集して勘問 祢等召集, 結果を郡司に報告する義務を帯びていた。ことに大和国平群郡の郷では郷長が、土地が先祖の地で本券を出すことができないので保証刀袮 しかし在地では郡判を得るまでの最終決定機関である。 『郡へ徴する租米等のあつかいに対して彼等は売券に署判する義務を持つていた。 覆勘所陳有実也、 郷長は郷内の坪々の売買について保長を統括する地位にあって、 郷内の図帳または刀禰の日記等を占検し、 望請郷解文欲立券文」
『を売人に許し、大国郷長依智福益は立券に対して郡より中状を受けて、 いま便宜全文をかかげると、 近江国坂田郡の長岡郷では弘仁十四年、 税領及び徴部というのはやはり郷長のもとにあって「租徴使」とも称している場合 15 丹波国でも同様に墾田立券に際して、 五保の制が残存している時期においては田領又は頭領で田 次の如くである。 かかる意味で承和八年八月十一日の近江国愛智郡 郷長の丸部今継は売券成立に対して「保証 「郷長依辞状加覆勘、 いかに依智秦氏が在地 図券と、 売人の流 陳 そ 述 IJ

愛智郡司解 申百姓売買墾田立券又事

合参段百弐拾歩 直稲壱百弐拾束

十二条九里六新治田者 今益一段二百歩

右管大国郷長依智福益解状称、戸主若湯坐連成継戸口大蔵秦公広吉女中云、己墾田矣、限常土用稲壱百弐拾東充価直、売与左京二坊戸主臺忌

寸家継戸口、清江宿弥貞成既訖、望請、依法欲立券文者、郡依申状、検図券所陳有実、仍勒売買両人署名申送、以解

墾田主大蔵秦公広吉女

男若湯坐連「継人」

若湯坐連「嗣手」

若湯坐連子吉

戸主従八位上若湯坐連「成継」

保子従六位下依智秦公「継成」

従八位上依智秦公「家持」

大蔵秦公「魚主」

依智秦前「秋麿」

郷長 依 智 「福益」

擬主帳外初位上平群「益長」

天長二年十月三日

転擬人領外従七位下依智秦公「吉継」

副擬大領外正七位下依智秦公「名手」

擬少領従八位上依智秦公

「上件墾田本券文、大国郷戸主依智秦公家主戸同姓年縄、 切常地進度如件、 仍勒証人署名以解」

### 承和八年八月十一日

### 清江宿弥「夏有」

## 証人依智秦前公「秋麿」

依智秦公「寅継」

### 依智秦公「長吉」 88

有力な依智秦公名手がその一族をしたがえて君臨していたのである。 このような郷長制を以て少くとも近江国大国郷、蚊野郷、 八木郷は存立していたのであって、これらの各郷を支配している愛智郡司には最も

そして保長制が衰退した後には保長・保子は保証刀禰となり、この売券に立会う人々は承和以後は他の郷の場合と同じく刀禰と称され、 刀袮

として郷長、郡司に被官しているものも発生したのである。

り在庁官人に任ずるものも出来、刀袮のなかにはさきの文書に見えるように朝廷より官位を得るものもでてくるような結果となり、郷長の支配 されて、田領、 しかしこの郷長制も次第に単一化され、郷長が保長と同じ仕事をする関係上二重構造を略し、郷長自体も郡司終身化するにしたがって簡略化 徴部等の職掌も貞観年間には消滅して、郷長のみがわずかに残存したが、これとても延喜年間には消滅して、郡司は直接刀祢よ

平安遺文一、六二号

力の減退は郡司の指導力の拡大となって、新立荘園に圧力を加へる結果となったのである。

- 大日本古文書五、天平宝字六年七月九日条
- 小論「依智秦氏について」小葉田先生還暦記念論文集、所収
- 大日本古文書一、大宝二年十一月条
- 令集解 戸令 (国史大系本)
- 平安遺文一の四七号、平安遺文一の十六号
- 平安遺文一の十五号
- (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 平安遺文一の四四号
- (9)
- 平安遺文一の八八号

(10)に同じ

新選姓氏録 左京神別下

(17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) 平安遺文一の五〇号 平安遺文一の四八号

同右 の一六三号

同右 同右 同右 の五〇号 の一六六号 の二一五号

(18)

### 四 庄 田 0) 成 立

さきに述べたような平安初期における依智庄の在地構造に対して、東大寺、 元興寺等をはじめ、寺社領はいかにして形成されたかについては

以前の如く墾田の売却による収得という方法が用いられたことは明である。

購入して東大寺三論別供田としている。中との場合元興寺三論別供伝燈料も同様で依智秦文子の墾田を吸収している。 貞観五年には東大寺の僧安宝は十条五里卅坪、六里五坪、 九里一坪、二坪、 十一条八里卅坪の依智秦浄男の買得せる墾田を再び五百五十束で

買得された墾田は貞観十八年の近江国愛智庄の定文では水田十二町となって、依智奏浄男より安宝が買得したときの八反より拡大している。 もちろん元興寺の三論別供料は、 元興寺の三論宗の衰退と同時に次第に東大寺にその中心が移ってゆくのであるが、東大寺の僧安宝によって

まこれを図示すれば次表の如くとなる。③

(別表第三)

通→久安元年庁宣等案二通∞とその成立は庄田の免田化への方向をたどっている。そして「件庄、 の東大寺三論宗解案でも、 之勅施物、買平民之科領田山野田代百余町廿町宛行三論 との表で、 との荘園が地子を獲得するための庄田を中心に形成されていることがはっきりする。このことは、この庄の成立をのべた保元二年 との庄については天長元年本券案一通→貞観元年勘定文案一通→貞観十八年相折帳二通→永承六年免符勘注坪付案一 (中略) 自余以降開墾既五十余町、 近世□□見作僅二十町」のと、売得田を中心に形成 聖武天皇御宇興隆諸宗被置学徒之時、 以先帝

されていった。

ある。 者としての戸口は、保証人を通じて、 て定められた通りの書式をとり、 の収獲率の優劣に応じて地子配当は区別されている。これを反別所当とすれば四斗八升、又は三斗五升等になり、約三斗代の反当地子を差出し いうことで、耕作権、及び土地の所有権は在地の刀祢又は田堵に存するものである。売券が成立して、条里制下の地域に居住している土地所有 の決定は国内の租米の減少を来すため、その在地検分も厳重にまた坪付の指定を究明してさらに保証人の確認を求めていることは前述の通りで かかる場合、その庄田形成とはいかなる性格のものであるかについては、これは領主に対して地子物を納入する義務を帯びている田であると そのときは新ためて地子物を当該寺院に納付する。それはさきの愛智庄定文にもある通り、 売却墾田の庄田化は地子納入によって決定する。この場合売券は、 保子―保長―田領―税領―徴部―頭領―郷長―郡の主帳―大領(郡司)と手続きを経ている。 保長又は郷長の検分を受けて、寺僧等への売却が決した後に郡司の郡判を得て、 一通は国へ、一通は郡へ、一通は給主へ三通作成され、式令によっ 町別四石八斗又は三石五斗の上田、 自己の坪付の田を庄田化 しかして地子未 中田等、

合は郷長を通じ郡司がこれを代行する立まえであった。郷長制の衰退後は郡司と領主との対決に発展していったことはいうまでもない。 地子米は紀伊国有田郡の場合に見られるように原則として反別何束として坪決定された土地から収納する定めとなっている。 もちろんこの徴収は寺院等が地頭に臨んで直接収納に当たるものは、非常の場合、又は郡司等の支配に疑問が生じた場合であって、

はこのような律令制にもとづく郡司制を基盤にした地子納入を求めることによって公田内に庄田を形成したのである。そして庄田の地子米は寺

「御庄田之坪内、 未開地随水便、 頗以年々発開田也、 然則每年寺家収納使、称勘益田、 其地子米者被収勘来也」の 家の収納使が郡に出向いて収納する制となっている。播磨国の某庄の場合も、

日記文、 合は大和国添上郡五条五坪春日里について元興寺僧玄阿大法師と、東大寺上座玄賛の二人の公験の照会により、玄阿の押妨を押えるためになさ しかし土地が次第に開発されるについて地子米の異動及び、 望也、 蒙明裁」®と寺僧の公験を占検して、 「以彼公験、 経愁刀袮并郡衙、 隋即彼此公験、 その買得の証文と在地刀袮の日記を照会して、 可勘校之状、下符条司、 郡司等の坪決定に種々の疑問を生じることはいうまでもない。 随郎公験相向之状(中略) 公験と坪付の異動を究めている。 暗領地頭、 との場合寺院側は 其由在条司并刀祢

般の場

領主側

ろであった。 れた墾田所有に対する相論であったが、このような場合も当然依智庄のよらな条里制にもとづく庄田集積庄園においてはしばしば見られるとこ

そして庄田とは、承平五年の東寺伝御供家牒の丹波国大山庄の場合に示している如く、

「庄田、依承和十二年九月十日官省符、為伝法料田、其地子米、充用伝法并書写一切経料、 (中略) 仏法興隆尤在此庄、 仍元来不付徴田租正

税、無有臨時雑役責」の

と、庄田が決定されると国の田租正税をば徴しないのが通例であった。

これを以て庄田を不輸租田と称している場合が多い。◎ 摂津国河辺郡十六条一里二里の太皇太后宮の庄田においては。

「件御庄田園検田使悉収公、付徴租税之責、将有収公煩、令運進件地子物者、 望請被下宣下宣旨、為不輸租田、 無国郡之妨領掌、

と、庄田そのものが不輸租田として不輸不入権を獲得するに到っている。

このような庄田=地子米の領家方への納付という形態をとるとき、地子米の徴集方法に於て、領家方と在地方との対立も起って来た。

了米を自己への有利に展開しようとする動きとこれに対抗する寺側の検田による事実認定という対立がうかがえるのである。 田分の納入に反対している。このことは田刀が開墾による作田の充当と、在地の反当収量の増加にかかわらず古い中田の方を主張せんとして地 しつかはして田刀の前伊勢宰依智秦公安雄を召して喚問し、上田の地子である四石八斗を中田の三石五斗の地子しか差出さず、田刀は地子の上 貞観元年十二月二十五日の近江国依智庄検田帳では依智庄において現地の田刀が地子納入を怠ることがあったために寺側としては検田使をさ

また次の場合十条一坪荒木田に於ても田刀の依智安雄は、いつわって最初は常荒とし、次には下田と称して、実際に寺側が現地に臨むと上田

となっていて、地子米の充当を上田として改める必要が生じたということもあった。

寺院側の地子米徴収方法は非常に不安定な在地支配の方法であった。この田刀側の反対の理由についてまとめてみるならば また廿三坪神田二四〇歩についても、 これらの事件を見るとき、貞観年間、 すなわち郡司の勢力が次第に在地に浸透してくることは依智庄の場合もその例にもれないのであって、 この坪はもと六十歩分の地子を収めていたところ、百八十歩を公田に奪われたと称している。

在地田刀層の掌握力が、律令体制による郡司の請負的地子米の配分権と庄田坪の点定権を、その世襲的地位を温存しながら在地に君臨している 昇に反対をする場合。口 園は崩壊していったのである。 かぎり、 このように平安初期より見られる墾田買得による庄田の不輸租田化、 もともと常荒田であったものを坪決定のときのままにして、内容的には墾田として私利を拡大しようとした場合(等が見られる) 地子米の地価の評価を通じて田刀側は、 田刀層と内通しつつ、 田刀が他の百姓に治田として庄田を移動さすことによる地子米の拒否、換言すれば庄田の減少を計ろうとする場合。 在地の地歩を拡大する目的のもとに庄田の地子米の減少をはかった場合、もろくもこのような庄田の集積型の庄 自己の田質の改良にもかかわらず、最初の地子米の評価に止めとくことによって寺側の地子米の上 国司等の検田使の不入化という方法をとって免田化の形態をとっても、

平安遺文一の一四〇号 一の一八七号

一の一七二号

(5) 同右 七の三一五二号

(10) (9) (8) (7) (6) (4) (3) (2) (1) 一の一一五号 の一九八号

同右 の二四五号 の二〇六号

二の三一九号

### 五 郡 司 0) 押 妨

納全無国之煩費、 ていたことは、 依智庄においても、 保元! **爰前当任吏(前々司任)始放入国使、停廃庄号、** 一年の東大寺三論宗の解にも、 依智秦公氏の一族が在地に大きな地盤を占めていた以上、彼等が国威を利用して寺院の荘園の存立を減少さすことを求め もともとこの依智庄は「開墾既五十余町、 徴取官物、 宛課公事 (中略) 近世見作僅二十町、 庄源起貞観 (天長貞観) 誰謂之新立、 增作減田只依年飢穣、 坪定立券 勧農収

文 することによって庄田の衰退を計画し、 又無加納、 以何因縁可有此収公哉」のと依智庄においても国司が庄田の地子米を減少し、 ひいては自己の在地勢力を計ろうとしたことは明白である。 国使を入勘して、 国衙の公事を庄田に不当に充課

少、庄園の不拡大、地子米の減少を計り、 が考えられるのである。 とのような領主や寺院側の庄田の増大による庄田の拡大、 在地支配の強化を計ろうとしたところに郡司が国司等と同心して押妨を行う理由もうまれてくること ひいては地子米の増収を求めようとする態度に対して、 国衙や郡衙側は、

送之役、 司は に於て多く見られた現象であった。 等容郡司巧詞」のと、 とのような現象は早くも弘仁三年頃から庄田が不輪租田の地歩を獲得する頃からも見られ「御庄田園検田使悉収公、 「或狼号私領 国司と郡司と同腹の場合も多かった。 昼夜追役、 或班給交易雑物正税、 或致国郡責、 郡司の場合も伊賀国名張郡で天慶六年に見られるように「山田前郡司号吾地、 如此之間、 不論齐限、 殊に尾張国等ではその様相が強く熱田神宮の神戸についても承和十四年には「郡司等、 川畝荒廃、 強行刑罪、自余濫行不可勝計」のそしてかかる郡司はさらに国司等と結び、 地利無収」のという状況は単に近江国のみならず美濃、 其地子物寺被勘取」のたり、 尾張等にも及ぶ畿内周辺の地域 付徴租税之責、 また国司・ 或差往還進 将有収公

任限之早往」のまた「一任之間、 国司藤原元命の場合に見られたような、 「貧弊之人民旡頼之郡司、 とのように郡司の庄田の一円化に対する妨害は、 抱愁為枕」®というような弱体でもこまるのである。 忽貯、 永代之財産、 「守之命朝臣奪留其飲食、 平安初期に成立した庄田を中心とした免田型庄園に於ては郡司と国司の結合、 三年之程、俄買数所之家蘭、 以顧巳三郎従、 能治之化、 国亡民散」のというほどはげしくなかったとしても、 無姓無終、 凶濫之政、 継日継夜、 仍部内窮民、 あるいは尾張 郡司は

庄田に対する地価の不当評価、 長期にわたって在庁の指導力を掌握していたことで、 らば庄田の減少、 (免田) しかして依智庄においてわれわれが考察し得た過程においては、 の地子米を完納するためにはこの郡司層との接触を多く重ねなければならなかったであろう。 または一円化 契約等の不履行等の結果をもたらして郡司の土豪化は進められていったのである。 (園田化) の失敗となってあらわれなければならなかった。 このことは南都の諸寺にとっても、 依智秦氏が、 郡司層、 郷司層、 その条里制によって郡司を中心として評定された庄田 また郡司が在地勢力の拡大をもくろむときにもまた 田堵層と原い壁をもって在地に地歩を占めて もしかかる郡司層との接触に失敗するな

平安遺文七の三一五二号

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) の三六号

同右 の九六号 の八三号

同右 同右 の二五四号

同右 一の三三九号 の二七五号

六 む す S.

的は寺院領主等が国司、主として在地の郡司・郷長を通じて田刀より所当の地子米を徴収することを以って庄国の運営を計っていたのである。 かかる庄田が集積することによって、依智庄という庄園全体も不輸・不入化の条件を具備するという結果ももたらされたのである。 ことに平安初期に見られる律令体制化における庄園の成立は、 そしてかかる場合、一筆地の庄田が庄園の成立に必要なる不輸租化、不入化の機能をも具っているということを知っていなければならない。 以上の如く依智庄の成立は結論的にいえば墾田の買得を通じてなされた庄田の成立によって散在田型態に於て構成されたのであって、その目 最初口分田、すなはち公田の庄田化が進められなければならないことはいうま **— 200 —** 

成に律令的官衙の承認のもとに許されているものである以上、かかる荘園は決して反律令制的な成立をうながすものでない。 でもないが、これの認定にあたっては、 国判、 郡判、 郷長の田図校定、田刀の承諾等の手続を経なければならなかったことは、寺院の荘園の形

しかしこのような平安初期の荘園は地子米の郡司・郷長・田刀等への請負的な性格をとっている以上、寺院・領主の庄園への支配力は郡司

米の減少、 郷長層の地子米拒否(その表面的なあらはれは郡司層が国司等と郎従関係を成立させるとともに、 未納の運動として見られるとき)の現象が在地に展開されるときに、 かかる庄園はもろくも崩壊の一途をたどらねばならなかったの 具体的には田堵 (田刀) 層に寺院等への地子

かかる性格を考察するとき私は決して荘園研究における立場は荘園領主と在地との対立のみの立場において究明されるべきものでないことを

である。

強調するとともに、律令制と荘園制という対立そのものの理解にも多くの矛盾を見逃すことはできない。

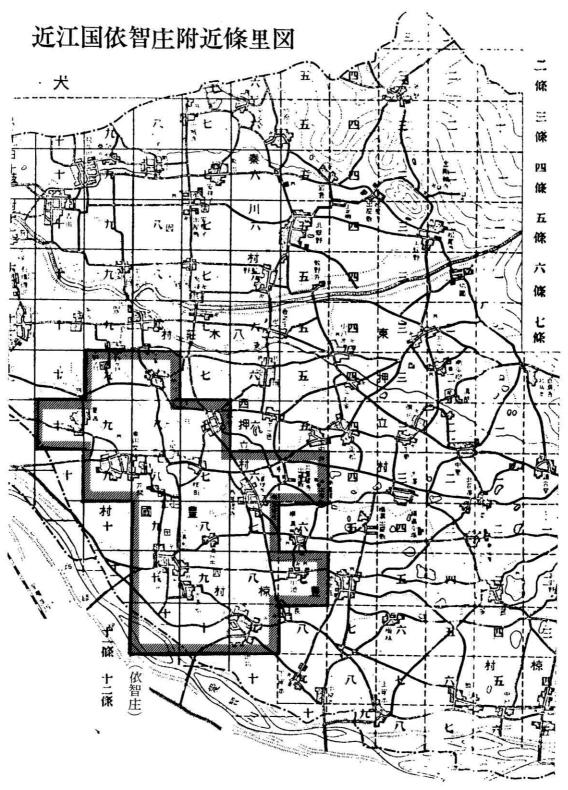
制を保っていかなければならなかったのである。 のである以上、庄園そのものの確定も、 が成立し、 即ち律令制とその内包する墾田・ロ分田の変質において庄田が成立し、 その土地の移動は決して地子米の変動をもたらすものでなく、 寺院領主が律令遺制の郡司層をいかに寄人化してゆくかということによって、 この地子米の掌握は郡司層の在地支配力の強弱に比例してなされるも その庄田の地子米納付における不輸・不入性が確立せられてこそ荘園 庄田 = 庄園の地歩の安定

の地子納入の過程には、 等が捉打し、溝堰を掘塞するなど郡司・百姓は寺側に押妨を行っていることが天平神護。 とり、 そのためとれを天平宝字五年の班田のとき百姓の口分田に吸収しようとして郡司と百姓が同腹して、それを点検しようとした寺田使を彼 の庄田化の傾向は天平感宝五年東大寺として墾開地を占有することを詔を以て許可されてから越前国坂井郡の墾田等は百 国司・郡司の校班田のときにおける国衙側の反挠も強かった。 一年の越前国司解に見えている如く、 東大寺等の寺院側 姓:  $\Pi$ 

そして墾田が百姓により治開されていくにつれて庄田化することを望む寺側と、 各地で認められる現象であった。 口分田化しようとする 国衙側との対立は、 越前国のみなら

先に論じて来た依智庄の場合とも共通する問題である。 寺田化の傾向を離れて、在地の同族的つながりのある土豪の出自をもつ郡司及び在庁官人とつながりをもってかかる寺側の目的を排しようとす を校班田以後に遅らせていることは、 る動きがすでに奈良末期等からうまれてくるのであって、このようなことから考えても初期庄園の脆弱性が露呈されるのであって、 そして承和十一年の阿波国でも国衙は東大寺に対して「即盛班百姓口分、 これらの墾開地が百姓によって耕作田として治開されるにつれて、 来年可班改、 然後徴地子」と新島地十一町三反百六十四歩の島 開発者である寺側の地子米納付による このことは

じてかかる荘園研究への一つの方向を設定せんとしたものである。 て、 から共通的性格を帯びているといってもいいのであって、 これらの場合を通じて、 他勢力の排除という動きが生じて初期庄園の崩壊を早めたのであると考えられるのである。そしてここに平安初期より成立した依智庄を通 国司→郡司の正税未徴収と、寺院の諸庄収納使とは、 ともに郡司の手をくぐるところに彼等の 在地領主としての 地歩を 固める結果となっ その手続において郡司を中心として年貢米をとりたてている点



東大寺封	戸								
近江	庸     米       租     穀       中男作物(胡麻油)	600石 (代米273石 3 升 9 合 200石代米90石 1 升 3 合)							
	愛智郡  百戸料→大国薮郷	坂 田 郡 ———————————————————————————————————							
調絹	87疋5丈2尺5寸 (疋別4石)	55疋 (疋別4石)							
庸 米	96石 6 斗	58石 2 斗							
租	400石	200石							
中男作物	4 斗 2 升	3 斗 5 升							
胡麻油	(1升代充稲5束)	(1升代充稲5束)							
仕 丁	日功銭 12貫644文(十文代六充一升弁之) 6人 養 米 25石6斗8升 (人別4石2斗8升)								

近江国依智庄について

(別表 第二の一)

大

玉

郷

仁寿	仁寿	嘉祥	嘉祥	承和	天長	弘仁	弘仁	"	延曆	年号
四 二 二 二	四•10•11点	- - - -	元	七二十二九	11-10-11	九•三•二〇	=======================================	11-1-10	五・九・二三	月日
依智秦全吉			依智秦前秋主	- 若 真 湯 - 養連	依智福益	依智秦公真広	依智秦公小月	依智秦公	大友日佐浄川	郷長
	依智秦公永吉									頭領
若 湯 智 養 直 継 (庸 )	公秦智依	依智秦公千門		依智秦前4						(田)
***		門		秋主						領 ——
						ļ.				税
				- 2						領
	依智秦公千門	依智秦公 福主		依智秦公年主						徴
	公并網	公公 福 主		公年主						部
						若湯坐連広津			依智秦公宅成	保長
		D.			依大依従依従 智蔵智八智六 秦秦公上秦位 前魚家 継	奏若 依		秦依依智 秦智智秦 好秦公 人 口		保
				_	<u>呂</u>	公成成		i ———	律成	子
依智秦吉成	依智秦公福常 依依智秦公千嗣	依智秦公宗 依智秦公弟 《保智秦公弟 《保証》	依清村 // // 秦宿 宮弟 宮弟 武 継縄成 学	秦氏継公			(証人) 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 山 水 水 山 水 山 水 山			刀祢(証人等)
	1.11	_ - - - - - - -	六	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>一</b> 五		1-111	- =	  	平遺

延喜	貞	貞観	貞観	貞観	斉衡	年
11•11•1	<b>○</b> 11:±	<b>か</b> 三・五	五•三二元	三·10·1九	二九二宝	月
	=				五	四 郷
若従 湯七 坐三上 雄		依智秦公舎吉	依智秦公	若湯坐連		長
					依智秦公	頭領
						(田)
						領
				旅 智 秦 公 下		税領
				佐智桑公千 門	依智秦吉直	
_				113		保
						長
						保
						子
大 從右 正 前 正前(	依依智等 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在	秦 依(証 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	依智秦公 依智秦公 等 《祖 》	依智秦公文男 正八位字 人位字 人位字 秦忌寸家舉 公貞宗 正,以京宗 一次	依智公寅継	刀祢(証人等)
	<u>.</u> <u></u>	_ - - - - -	<u>-</u> 芸	•	1-1110	平遺

年	月	日	郷	長	了	事	領	保	長	保	子	刀	祢	平遺
弘仁	: 11.	12.5	服直		調首之秦人才	大野 福足	秦人乙麻呂調首浄川	従八( 秦/	立下 人国行	真野戸 従八位 秦前 私部	雪麻呂 上 継麻呂			1.47

### 八 木 郷

年	月	日	郷	長	領	保	長	(保	子)	証	人	カ	祢	平遺
延曆	15.	10.2	秦公克	支人	依智秦公国成	依智	秦公	秦公城	作麻呂 春					1. 16
善和	14.	9. 3	依智素	<b>秦公吉</b>						依智秦 依智秦 依智秦				

### (別表 第三)

貞観18年11月25日 近江国愛智庄定文(平遺 1.172)

